

議案第6号

大網白里市使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例の制定について

大網白里市使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年6月3日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例

(大網白里市使用料及び手数料条例の一部改正)

第1条 大網白里市使用料及び手数料条例(昭和38年条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表第3中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく事務の項を削る。

(大網白里市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 大網白里市個人情報保護条例(平成16年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第29条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

(大網白里市個人番号の利用に関する条例の一部改正)

第3条 大網白里市個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書中「第19条第7号」を「第19条第8号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。